

川崎市動物愛護賞等に関する表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）（以下「法令等」という。）を効果的に推進するため、法令等の目的の達成に功績のあったものを表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものを別表の区分ごとに表彰する。

(1) 法令等の目的を尊重し他の市民の模範となるような顕著な功績のあったもの。

(2) 法令等の目的を市民の間に広める事に顕著な功績のあったもの。

(推薦者)

第3条 保健所長、保健所支所長又は動物愛護センター所長は、前条の規定に該当するものがあると認めるときは、動物愛護賞等推薦書（別記様式）により市長に推薦することができる。

なお、推薦にあたっては、公益社団法人川崎市獣医師会の意見を求めることができる。

(被表彰者の決定)

第4条 市長は、前条の規定に基づき推薦されたもののうちから被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法等)

第5条 市長は、第2条第1号の規定に該当して被表彰者と決定されたものに対し、動物愛護賞として、表彰状を贈呈して表彰するものとする。

2 市長は、第2条第2号の規定に該当して被表彰者と決定されたものに対し感謝状を贈呈して表彰するものとする。

3 市長は、前2項に規定する表彰を行う場合において、記念品を加授することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、動物愛護週間に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

第2条第1号関係

対 象	資 格
個人又は団体	(1) 動物の愛護及び管理に関する活動に顕著な実績をあげたもの。 (2) 関係団体の結成及び指導育成に顕著な実績をあげたもの。
施 設	動物の飼養管理場所で施設が特に優良であり、当該動物の飼養管理が適正であること。

第2条第2号関係

対 象	資 格
個人又は団体	動物の愛護及び管理に関する啓発活動に顕著な実績をあげたもの。 なお、団体については将来とも継続して行われる可能性があること。
動 物	警察犬、盲導犬、聴導犬等市民との共存に顕著な実績をあげたもの。

別記様式

動物愛護賞等推薦書

推薦者 _____

ふりがな 氏名（名称）	年 月 日生
住 所	
職業（勤務先）	
推薦理由	
表彰歴	
賞罰	
参考事項	

注 推薦理由は、資料がある場合は添付すること。